

目 次

訳者まえがき	
は し が き	1
序 文	2
第1章 環境アセスメントを市民の手に	6
開発事業の存在を知る	6
3つの課題	8
国家環境政策法（NEPA）	9
環境影響報告書のつくられ方（作成過程）	11
州，地方政府および民間部門の開発事業に対するNEPA の関係	12
州政府の法・規制	14
市民の役割	15
市民がEISを利用した事例	15
臨機応変にNEPAを使いこなす	17
第2章 環境影響報告書を必要とする開発事業の種類	20
行政機関別の開発事業の種類と報告書の数	20
最近の開発事業とEIS作成の必要性についての行政機 関の決定	31
行政機関はどのような方法で，開発事業が必要か否かを 決定するのか	32
基準／手続き／各種行政機関の規則	
市民はいかにして独自の決定を行なえるか	36
EISを作成せずという行政機関の決定に異議を唱える場合	42
行動を開始する／その開発事業についての新しい事実を見つけ出す／ 行政機関に圧力をかける	

	環境影響報告書作成の時期	44
第3章	草稿環境影響報告書が公開される前に市民がとりうる手段	47
	市民団体への加入・結成	47
	既存のグループに参加する場合／新しいグループの結成／	
	行政職員および専門家との接触	
	行政機関との接触	50
	専門家の援助	51
	行政機関のEIS作成への働きかけ	53
	公開討論会／市民諮問委員会／手続きを学ぶ	
	EISの入手	56
第4章	草稿環境影響報告書の審査	57
	審査の目的	57
	環境影響報告書の構成	58
	一次審査	58
	より詳細な審査	67
	分析は明確で信頼性がおけるか	68
	大きな手落ちはないか	72
	開発事業に対する立場の形成	74
	行政機関に対するコメント	74
第5章	最終環境影響報告書および意思決定	79
	最終環境影響報告書	79
	最終環境影響報告書はいつ発行されるか	80
	最終報告書コピーの入手	
	最終報告書の審査	82
	開発事業に関する行政機関の意思決定に影響を与える	85
	状況の把握	86
	決定者にねらいを定める	89

戦術	91
戦略の展開	94
終わりに	101

最近の米国における環境アセスメントと市民参加の実情

—訳者あとがきに代えて—	103
--------------	-----

付 録

1. 米国の国家環境政策法の条文	117
2. 環境諮問委員会のNEPA新規則内容目次	123
3. 連邦政府機関略語一覧	125
4. マサチューセッツ環境政策法規則	127
5. アセスメント用語一覧	129

図・表

図1 年次別開発事業別草稿環境影響報告書	21
図2 EISの必要の有無を行政機関が決定した事例	22
図3 連邦省庁の環境影響報告書に関する環境諮問委員会の 指針への忠実性	37
図4 環境影響報告書(EIS)の概要の例	59
図5 環境影響報告書の内容目次の例	64
図6 環境論争において市民団体が展開した戦略報告書	95
表1 行政機関別草稿環境影響報告書	21
表2 EIS草稿作成に要する期間	48
表3 草稿EISと最終EISの間の平均時間	81